

***** 入学案内 *****

1 高等専門学校制度と目的

高等専門学校は、技術者になろうとする人たちのための高等教育機関で、昭和36年に学校教育法の改正によって創設されました。

科学技術の急速な発展に適応できる、高度な知識と実践的な技術を身につけた技術者を育成することを目的としています。現在、全国に58校（国立51校、公立3校、私立4校）が設置されています。

高等専門学校には、次のような特長があります。

- (1) 本科では、5年間の一貫した教育により一般教育と専門教育を効果的に配置し、効率よく教育を行っています。本科卒業後さらに勉学を続けたい人のために、次に紹介されているように高等専門学校専攻科への進学が用意されています。また、長岡技術科学大学・豊橋技術科学大学及び大学の工学部等に編入学する道も開かれています。
- (2) 理論的な基礎とともに、実践的な技術の習得をめざし、実験・実習及び卒業研究を重視しています。
- (3) 実験・実習等については少人数編成によって教育効果の向上をはかっています。

2 新居浜工業高等専門学校の特徴

本校は、昭和37年度に国立高専の第一期校として設立され、国立高専51校の中でもっとも歴史の古い、規模の大きい学校です。本校には、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、生物応用化学科及び環境材料工学科の5学科があり、学級担任やアドバイザーもおかれていて、教員とのマン・ツー・マンでの触れ合いの機会も多く、しかも環境のよい場所で充実した教育を行っています。また、平成4年度には、さらに、より高度な教育と研究指導が受けられる修業年限2年の「専攻科」が設置されました。

本校では、これまでに59年間に渡り多くの卒業生（専攻科は32年間）を、国内や海外で活躍する第一線の技術者として送り出し、高い評価を得ています。

なお、本校における就職及び進学の状況は、次のとおりです。

(1) 就 職

産業界は高専卒業者に対して、高い評価と大きな期待を寄せています。本校にも、全学科に対して約10倍を超える安定した求人があり、ほぼ100%の就職率を誇っています。それぞれの学科の特徴を活かし、広い分野で、また広い地域で活躍しています。

本校の卒業生は、高度な専門的知識を有していることなどが評価され、毎年多くの企業から、継続的な求人が寄せられています。卒業生の進出分野は広く、それぞれの仕事の内容は異なりますが、これらの企業で期待される幹部要員として、研究・開発設計、生産管理、情報処理など様々な分野で活躍しています。

(2) 進 学

高専卒業後も勉強や研究を進めたい学生のために、高専専攻科及び大学編入学制度が設けられています。

高専専攻科は、高専5年間の課程卒業者を対象にさらに深く教育研究を行えるように設けられた2年制の課程です。本校においても、「生産工学専攻」、「生物応用化学専攻」及び「電子工学専攻」があり、専攻科修了者は、専攻科において62単位以上を修得の上、大学改革支援・学位授与機構に申請し、その審査に合格することにより学士（工学）の学位を取得でき、大学院へ進学することも可能です。

大学への編入学制度は、主として高専本科卒業生を対象として、4年制大学の3年次に編入学できます。特に高専と強く連携している大学として長岡技術科学大学と豊橋技術科学大学があり、大学院も設置されています。また、ほとんどの国公立大学では、3年次に編入学でき、しかも高専卒業生のための特別な入学定員枠が設けられています。

令和6年度においては本科卒業者のうち専攻科合格者が26名、大学3年次編入学合格者が41名、専攻科修了者のうち大学院合格者が7名となっています。

3 学 寮 生 活

本校の学寮は、協調・友愛・自立の精神のもと共同生活を営み、切磋琢磨しながら人間形成を図ることを目的としています。

寮の運営は、寮務主事・主事補・寮務委員の教員、さらに事務組織として生活支援係により円滑に行われています。居室には、机、本棚、ベッド、ロッカー等が備え付けられています。男子寮生については、3年生までは複数人室、4年生以上は個室です。女子寮生については、全て個室となっております。

なお、定員を超える入居希望者があった場合は、通学距離などを考慮し選考しています。

4 入 学 手 続

合格者は、所定の期間〔令和8年3月12日(木)・13日(金)〕に、別途通知する必要な書類を添えて入学手続を行うことになります。

5 所要経費（令和8年度予定額）

（単価：円）

項 目	入学時所要額	10月時所要額	計	備 考
入 学 料	84,600		84,600	
授 業 料	117,300	117,300	234,600	注①
(独)日本スポーツ振興 センター共済掛金	1,550		1,550	年額
後 援 会 入 会 金	10,000		10,000	入学時のみ必要
後 援 会 費	9,000	9,000	18,000	年額
学 生 会 入 会 金	2,000		2,000	入学時のみ必要
学 生 会 費	3,500	3,000	6,500	年額
学 園 祭 費	1,000	1,000	2,000	年額
同 窓 会 費	7,500		7,500	入学時のみ必要
教 科 書・教 材 費	約60,000		約60,000	注②（昨年度参考）
制 服 費	約100,000		約100,000	
計	約396,450	130,300	約526,750	注③

（注）① 保護者等が負担する授業料は、次頁の7をご参照ください。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

② 教科書については、2年生以降学年毎に約15,000円～30,000円（学年・学科によって異なります。）が必要です。

③ 入寮する場合は、入寮時に上記の経費以外に約60,000円（内訳は以下のとおり）が必要です。

・寄宿料（前期分） ・入寮費（入寮時） ・学寮運営費（前期分）
・寮生会費（前期分）

また、これらに加え、食費や食堂経費として、毎月約35,000円（食費・食堂経費は、物価等に応じて変更となる場合があります。）が必要です。

※ 経費引落とし時には、別途口座振替手数料66円が必要となります。

これらに加え、令和7年度以降入学者から授業にて利用するノート型パソコンを準備していただきます。新規で購入する場合は購入費用が別途かかります。

6 入学料の免除及び徴収猶予

以下の事由により、入学料が免除（免除額は全額又は半額）又は徴収猶予されることがあります。

(1) 入学料免除（入学料の納付が著しく困難であると認められる場合）

① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は対象入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）

② 上記①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

(2) 入学料徴収猶予

- ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難な場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）であり、かつ、学業優秀と認められる場合（別に定める学力基準を満たす場合をいう。）
- ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）
- ③ その他やむを得ない事由があると認められる場合

7 高等学校等就学支援金制度（令和7年4月1日現在）

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、本校も3年生（在籍期間36月）までの学生に対して、保護者等（学生の親権者等）の所得に応じて支給されます。

【所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額（保護者等合算額）	就学支援金支給額 (b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
30万4,200円以上	月額 0円(支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額 9,900円(一律支給のみ)	月額 9,650円
0円(非課税)～15万4,500円未満	月額 19,550円(加算額 9,650円)	月額 0円

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円(a)）です。

※就学支援金は、学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人（保護者等）に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金の差額分については、学生本人（保護者等）に負担していただくことになります。

なお、令和8年度からの所得制限の撤廃等いわゆる「高校授業料の無償化」が文部科学省において検討されています。制度の最新・詳細情報などは文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

8 就学支援金制度下における授業料免除制度

(1) 高等学校等家計急変支援金制度

保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに支給されます。

(2) 授業料免除制度

以下の事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合（別に定める家計基準を満たす場合をいう。）、授業料が免除されることがあります。

- ① 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。）前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 上記①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

9 高等教育の修学支援新制度

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、本校でも本科4・5年生及び専攻科生（本科4年生以降に、休学理由以外で留年した学生は除く。）のうち、認定要件を満たす、住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯及び多子世帯の学生は、以下の支援を受けることができます。

- (1) 授業料及び入学料の減額・免除
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の給付型奨学金の受給

※ただし、学業成績の基準を満たさなくなった場合には支援が打ち切られ、場合によっては、返還義務が生じます。

また、毎年、家計基準が確認され、支援区分（支援額）が見直されます。

10 寄宿料免除制度

学資負担者が死亡し、又は、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、寄宿料免除を申請することができます。（当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認められた期間）

11 奨 学 金

- (1) 日本学生支援機構貸与型奨学金

日本学生支援機構の関係法令に基づき、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金が貸与されます。

◇奨学金の貸与月額◇

奨学金の種類	区 分	貸 与 月 額	
		自 宅	自 宅 外
第 一 種 (無利子貸与)	1～3年生	21,000円 10,000円	22,500円 10,000円
	4・5年生 専攻科生	最高月額 45,000円 最高月額以外の月額 30,000円 20,000円	最高月額 51,000円 最高月額以外の月額 40,000円 30,000円 20,000円
	● 自宅・自宅外生において、上記から希望する額を選択できます。		
第 二 種 (4・5年生及び 専攻科生対象) (有利子貸与)	● 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円から希望する額を選択できます。		

(2) 愛媛県奨学金（在学採用）

保護者が愛媛県内に居住する優秀な学生であって、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金が貸与されます。（日本学生支援機構貸与型奨学金等、他の奨学金と重複貸与ができないことがあります。）

◇奨学金の貸与月額◇

区 分	貸 与 月 額	
	自 宅	自 宅 外
1 ～ 5 年 生	5,000円・10,000円・15,000円・ 18,000円	5,000円・10,000円・15,000円・ 20,000円・23,000円

(3) その他奨学金

上記のほかに、経済的理由により修学困難な学生に対し、自治体及び民間等の奨学金があります。